

平成28年度 学生納付特例申請 受付中

20歳以上であれば、学生であっても国民年金に加入し、年金保険料を納めなければなりません。しかし、収入が少なく納めることができなければ、「学生納付特例」を申請することができます。

対象者 指定する大学(大学院)・高等学校・専門学校・各種学校などに在籍する学生で、前年の所得金額が118万円以下の方

必要書類 ①学生証(コピー可)・在学(在籍)証明書のいずれか一つ ②認印

学生納付特例が認められると...

- 学生納付特例期間は、年金の受給資格期間(最低25年必要)に算入されます。
 - 年金額の計算には反映されません。ただし、老齢年金の減額を防ぐため、10年間は保険料の追納ができます。
 - 障害年金・遺族年金の請求時には、納付と同じ扱いとなります(申請が遅れると、請求が認められない場合があります)。
- ※平成27年度の学生納付特例が承認され、平成28年度も在学予定の方に対して、日本年金機構よりハガキ形式の「学生納付特例申請書」が3月下旬に送付されています。必要事項を記入して、ポストへ投函することで平成28年度の学生納付特例申請をすることができます。ぜひ、ご利用ください(承認時期によっては、送付されない場合があります)。



問合せ:市民課 年金係 内線116・366

行政不服審査法が改正されました

不服申立てに関する法律「行政不服審査法」が約50年ぶりに改正されました。

1. 不服申立てができる期間が、「**三カ月以内**」へ延長されます。
これまで、処分があったことを知った日の翌日から起算して「60日以内」に不服申立て(審査請求または異議申立て)を行うこととされてきましたが、「三カ月以内」へ申立て期限が延長されました。
 2. 不服申立ての種類を、「**審査請求**」に統一します。
これまで、審査請求のほか異議申立てなど複数の申立ての種類がありましたが、「審査請求」へ統一されることになりました。
 3. 「**審理員**」「**宜野湾市行政不服審査会**」を新しく設置します。
不服申立ての対象となる処分(不作為)に関与していない職員からなる「審理員」および外部委員からなる「宜野湾市行政不服審査会」が、審査を行うことで、これまで以上に公正な視点で審査を行うことになりました。
- 改正法の対象: 4月1日以降の処分(不作為を含む) ■審査請求窓口: 本庁3階 総務課



問合せ:総務課総務係 内線318・322

中国・廈門(アモイ)市への留学生を募集します!

本市の海外友好都市である中国福建省廈門市の市立大学に1年間留学生を派遣します。

目的 国際的視野を持った人材の育成、廈門市との交流

応募資格 (下記を全て満たす者)

- 満18歳以上、満40歳以下で、高校卒業以上の学歴を有する者
- 平成28年4月1日現在において宜野湾市に1年以上住所を有する者
- 心身ともに健康な者、日本国籍を有する者



▲廈門理工学院

派遣人員 1名 **派遣先** 廈門市立廈門理工学院 **留学期間** 1年間(平成28年9月上旬～平成29年8月)

内容 中国語の習得、中国の歴史・文化を学ぶ、世界各国からの留学生との交流

補助額 大学授業料および往復旅費の全額、寮費の半額を市が負担

募集期間 4月6日(水)～5月23日(月)8:30～17:15(土・日曜日、祝日を除く)

提出書類 申請書(窓口・市HPにて配布)、住民票抄本(本籍記載のもの)、証明写真(申請書に貼付)、最終学歴の卒業証明書または卒業証書(写)。留学決定者は、誓約書・健康診断書・履歴書

選考試験 5月29日(日)作文および面接試験 **結果発表** 6月上旬予定。受験者へ通知。

※廈門留学の様子、魅力、募集要項等については、市ホームページにてご確認ください。

申込み・問合せ:市民協働推進課 市民協働係 ☎893-4119

平成28年度 市税等納期カレンダー 市税等は期限内に納めましょう!!

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税	1期			2期					3期		4期	
市県民税			1期		2期		3期			4期		
軽自動車税		全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
介護保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
納期限 口座振替日	5/2 (月)	5/31 (火)	6/30 (木)	8/1 (月)	8/31 (水)	9/30 (金)	10/31 (月)	11/30 (水)	(※)	1/31 (火)	2/28 (火)	3/31 (金)

※12月の納期は、固定資産税が26日(月)、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料、介護保険料が27日(火)です。また、口座振替日は26日(月)になります。

問合せ

(固定資産税・市県民税・軽自動車税) 納税課 内線257 (国民健康保険税) 国民健康保険課 内線146
(後期高齢者医療保険) 国民健康保険課 内線152 (介護保険料) 介護長寿課 内線189

納税の緩和制度

4月1日から新しく、市税を一時に納付することにより事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当する場合は、その市税の納期限から6ヶ月以内の申請に基づき、換価(差押え財産の売却等)を猶予する制度が始まりました。ただし、上記猶予を受けることができるのは審査を行い認められた場合で、原則1年以内の期間に限りです。なお、猶予を受けた市税は、原則猶予期間中に分割して納付する必要があります。申請条件や申請方法などの詳しい内容は、納税課までお問い合わせください。

問合せ:納税課 内線246～256

**困ったら一人で悩まず行政相談
巡回なんでも行政相談**

医療や介護・児童の福祉や雇用問題、道路や環境衛生など行政サービス全般についてのご意見やご要望を行政相談委員が受け付けます。

日程	公民館	日程	公民館
4/21(木)	大山区	10/20(木)	真栄原区
5/19(木)	真志喜区	11/17(木)	我如古区
6/16(木)	宇地泊区	12/15(木)	長田区
7/21(木)	大謝名区	1/19(木)	宜野湾区
8月	なし	2/16(木)	愛知区
9/15(木)	嘉数区	3/15(水)	中原区

時間 14:00～16:00

※毎月第4木曜日は市役所2階行政相談室にて相談を受けています。

問合せ:市民生活課 内線438

就学指導委員会

教育委員会では、特別支援教育を要する幼児・児童・生徒に対し、適切な就学先を提供することを目的に、教育相談・就学指導のための判定を行っています。

子どもの障がいや発達の就学について気になる方は、お早めに相談をお願いします。

開催日 9月～10月 **場所** 勤労青少年ホーム他

対象 市内在住の平成13年4月2日～平成23年4月1日生

問合せ:指導課 ☎892-8289

広域火葬場建設事業について

広域火葬場建設について、平成24年度より宜野湾市、西原町、北谷町、北中城村、中城村で組織する「(仮称)中部南地区火葬場・斎場建設検討委員会」を設置し、検討を進めてまいりました。しかしながら、財源確保の問題、候補地の問題などで、平成28年2月22日開催の5市町村首長会議で該委員会を解散することに決定しました。本市としては、火葬場は市民にとって必要な施設と考えており、今後も火葬場建設についての取り組みは継続していく予定です。改めて市民の皆さまのご協力をお願いします。

問合せ:企画政策課 内線404、415

**創業をお考えの皆さん!
創業に関する2つのワンストップ相談窓口開設**

市役所の連絡窓口は、下記のワンストップ相談窓口との取次ぎや案内を行います。もちろん直接ワンストップ相談窓口のご利用も可能です。「お店を開業したい」「会社を設立したい」とお考えの方、ぜひご利用ください。

【IT事業】

宜野湾バイサイド情報センター
(指定管理者:琉球インタラクティブ㈱) ☎988-1572
受付 平日10:00～19:00(要事前予約)

【IT事業以外】

宜野湾市商工会 ☎897-0111
受付 平日9:00～17:00(要事前予約)

連絡窓口・問合せ:産業政策課 内線449

宜野湾市地域防災計画を修正しました

市では、東日本大震災等の教訓を踏まえ災害対策基本法をはじめとした法令等の改正がなされたことから、これら法令等の改正も踏まえた見直しを行い、平成28年3月に宜野湾市地域防災計画の修正を行いました。計画の詳細については、市のホームページから閲覧してください。



問合せ:市民防災室 ☎892-3151